

(令和4年度) 民設保育園設置及び運営事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市子ども・子育て支援事業計画に基づく検討により、令和4年度から民設民営の保育園へ移行することとなった和光市しらこ保育園（以下「しらこ保育園」という。）の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、民設保育園設置及び運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもってこれに充て、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 子どもあんしん部長
- (2) 地域包括ケア課長
- (3) 保育サポート課長
- (4) 保育施設課長
- (5) 資産戦略課長
- (6) 市内の保育園の園長の職にある者
- (7) 保育に関し専門的な知識経験を有する者
- (8) 子育て支援に関する市内の関係機関等
- (9) しらこ保育園の保護者を代表する者

3 前項第9号に掲げる委員が欠けたときは、あらかじめ委員長が別に指名するしらこ保育園の保護者を代表する者の代理者がその職務を代理する。この場合、当該代理者の人数は2名以内とする。

4 委員会に委員長を置き、子どもあんしん部長をもってこれに充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(選定)

第4条 委員会は、事業者の選定に関し必要な基準を制定し、その基準に基づき公平かつ公正な選定を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、事業者の選定に際し知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を

退いた時も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子どもあんしん部保育施設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、事業者を選定した日限り、その効力を失う。